

高知学園短期大学紀要投稿規程

1. 目的

この規程は、高知学園短期大学紀要（以下「紀要」という。）の投稿、編集及び刊行に関して必要な事項を定めるものである。

2. 紀要の刊行

紀要の刊行は年1回を原則とし、刊行月等については紀要編集委員会（以下「委員会」という。）にて審議する。

3. 投稿資格

紀要に研究業績を発表することのできる者（共同発表の場合は第1著者）は、次の号のいずれかの条件をみたす者とする。ただし、第1著者は、当該投稿原稿の主たる著者でなければならない。

- (1) 高知学園短期大学（以下「短期大学」という。）の専任教員
- (2) 短期大学の名誉教授
- (3) 当該紀要の刊行年度の前年度に短期大学を退職した専任教員
- (4) 委員会が原稿を依頼した者

4. 投稿原稿

投稿できる論文等は未発表のものに限り、種別は次の各号のいずれかとする。

- (1) 原 著：テーマが明確で独創性に富み、新しい知見や理解が論理的に示されていて、研究としての意義が認められ、研究目的、方法、結果、考察など研究論文としての形式が整っているもの。
- (2) 総 説：ある特定のテーマに関して1つまたはそれ以上の学問分野における知見を幅広く概観し、そのテーマについてこれまでの動向、進歩を示し、今後の方向性を展望したもの。
- (3) 報 告：内容的に原著もしくは総説には及ばないが、ある研究の方向性が示され、目的、方法、結果、考察などの形式が整っていて、現在とくに注目されている事項、新しい知見を含む技術・実験・調査・実践等の報告。
- (4) 資 料：調査研究・実践などで得られた利用価値をもつデータをとくに仮説検証の意図をもたずに示したもの。
- (5) その他：上記のカテゴリーに分類することは難しいが、委員会が掲載を妥当だと認めたもの。

5. 投稿原稿の作成

投稿原稿は、別に定める高知学園短期大学紀要執筆要領（以下「執筆要領」という。）にしたがって作成しなければならない。

6. 投稿原稿の採否及び掲載順序

- (1) 投稿原稿の採否は、査読委員の査読結果に基づき、別に定める高知学園短期大学紀要査読要領にしたがい、委員会にて審議する。

(2) 投稿原稿の掲載順序は、委員会にて審議する。

7. 投稿原稿の受付日および受理日

- (1) 投稿原稿の受付日は委員会がその投稿原稿を受け取った日とする。
- (2) 投稿原稿の受理日は委員会が採用を決定した日とする。

8. 投稿原稿の頁数制限および経費負担

- (1) 紀要の総頁数は、原則として、その刊行年度の予算で刊行可能な範囲とする。
- (2) 投稿原稿は、同一年度の紀要においては、原則として図表等を含む印刷刷上り頁数が、1原稿あたりおよび第1著者あたり、20頁以内を基準とする。ただし、委員会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 投稿原稿のうち1原稿あたりの頁数が20頁を越えているもの、または同一著者が第1著者として同一年度の紀要に2編以上掲載する場合でかつその合計頁数が20頁を越えているものについては、必要な場合には、超過頁数の費用の全部または一部を著者に負担させることができる。
- (4) 別刷100部は紀要印刷費の予算を充てる。それ以上の部数を希望する場合は実費を著者が負担する。

9. 原稿の提出

- (1) 投稿原稿は、執筆要領にしたがったものであることを著者自身が確認したうえで、A4判の用紙に印字したもの1部を図書課（紀要編集委員会の事務担当）に提出する。
別途ファイルを電子メールに添付して下記アドレスに送付する。
kiyojimu@kochi-gc.ac.jp
- (2) 委員会の要請またはその他の理由で修正した原稿は、10. (1) に準じて提出する。

10. 校正

- (1) 校正は、所定の期日までに、著者が行う。
- (2) 校正は、原則として初校1回のみとする。ただし委員会が認めた場合には、2回目の校正をすることができる。
- (3) 校正においては、原則として、文意および図表について、変更も追加もしてはならない。ただし、重大な誤りがあるなど、変更または追加が真に必要な場合には、委員会にて審議する。学長の承認により、変更または追加を行った場合で、かつそれによって紀要の刊行等に関して新たな費用が発生した場合には、その費用の全部または一部を著者の負担とする。
- (4) 所定の期日までに著者が校正を行わない場合、または著者の申し出によってやむをえず委員会が校正を代行した場合には、そのことによって生じた事故の責を委員会に負わせることはできない。

11. 著作権

紀要に掲載された論文等の著作権は、高知学園短期大学に属する。